

### 【郵送請求について】

- 郵送で戸籍謄抄本等を請求するときは、郵送請求用の戸籍謄抄本等請求書（住民サービス係にあります）に必要事項を記入し、手数料と返信用封筒（住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの）を同封していただければ、折り返し送付されます。
- 手数料は原則として現金になっていますので、現金書留か普通郵便で送付できる定額為替をご利用下さい。  
戸籍謄抄本（全部・個人・一部事項証明） 1通 450円  
除籍（原戸籍）謄抄本（同上） 1通 750円  
※返信用切手を封筒に貼付（重さ、封筒の大きさによって異なります。）
- 郵送の場合、往復の日数と本籍地での処理に日数が必要ですので、通常は5～6日間くらいかかります。お急ぎの方は、速達（通常切手で350円切手を貼付）をご利用下さい。

#### 【郵送請求宛先】

〒968-0103 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島 652 番地  
昭和村役場総務課住民サービス係  
電話 0241-57-2115

## 〔婚姻届〕

婚姻届には、特に届け出の期間は定められていませんが、実際の婚姻生活に入っても届け出をしないと、法律上の夫婦として認められませんので、なるべく早く届けてください。（用紙は窓口にあります）また届け書内の証人は成人している人に限ります。証人は成人した血族の方でもかまいません。

◎婚姻届の際に必要なもの：戸籍抄本、印鑑

## 〔出生届〕

赤ちゃんが生まれたときは、生まれた日から14日以内に、本籍地、所在地、出生地のうち、いずれかの市町村役場へ届けてください。

○届け出る人＝①父親または母親 ②同居人 ③出産に立ち会った医師または助産婦の順で届けてください。

父親が婚姻届を出していないときは、母親が届け出、母親が届け出ないときは②③の順で届けてください。

○届け出に必要なもの：①出生届1通（医師又は助産婦の証明が必要です）  
②印鑑③母子健康手帳④保険証